

誌上相談室 Q&A

【テーマ】

ご存じですか？ 2024年度税制改正



本年度の税制改正では、企業の賃上げを強力に後押しするべく、賃上げ促進税制の最大控除率が引き上げられました。また、商工会議所が要望していた、事業承継特例税制における特例承継計画の提出期限が2年間延長されたほか、賃上げ促進税制の5年間の繰越控除や、交際費課税特例の延長・飲食費上限の引き上げなどが盛り込まれています。

今回は2024年度税制改正のポイントについて解説します。

I 賃上げ促進税制

Q 中小企業向け賃上げ促進税制の改正について教えてください。

A 賃上げ促進税制とは、企業が従業員の賃上げを行うことや、新規雇用者を採用するなど、前年度よりも給与総額が一定割合以上増加した場合に、賃上げ額に一定の割合を掛けた金額を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除ができる制度です（図参照）。

図 中小企業向け賃上げ税制の概要

控除上限：法人税額等の20%

中小企業（資本金1億円以下）		控除率（最大45%）
要件		
基本	雇用者全体の給与総額増加率 +1.5%以上	給与増加額×15%
繰越控除措置	繰越期間5年 新設 <small>(※1)</small>	
上乗せ①(賃上げ)	対前年度+2.5%以上	+15%
上乗せ② (教育訓練費)	対前年度 <small>(※2)</small> +5%以上(現行+10%以上) 緩和	+10%
上乗せ③ (両立支援等)	「くるみん」または「えるぼし2段階目」 の認定を受けた企業は+5%上乗せ 新設	

(※1)繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能

(※2)新たに「当期の給与総額の0.05%以上」が要件として追加

出展：日本商工会議所「中小企業向け『令和6年度税制改正のポイント』」

① 賃上げ1.5%で税額控除率15%

中小企業向け賃上げ税制では、雇用者全体の賃上げ率が前年比1.5%以上の場合、税額控除率は賃上げ額の15%となっています。

② 賃上げ2.5%で上乗せ措置15%

賃上げ率が前年比2.5%以上の場合の税額控除率は、15%を上乗せして合計30%となります。

③ 教育訓練費増加で上乗せ措置10%

教育訓練費が前年度より増加した場合の上乗せ措置10%については要件が緩和され、教育訓練費が前年度より5%以上増加し、かつ、当期の給与支給額の0.05%以上であれば適用できるようになりました。

④ 両立支援等で上乗せ措置5%

仕事と子育ての両立支援等に取り組み企業に、「くるみん」と「えるぼし」の認定制度があり、これらの認定を受けた一定の企業について5%の上乗せ措置が創設されました。これらの上乗せ措置により、中小企業向け賃上げ促進税制の税額控除率は最大45%に拡大されました。

⑤ 繰越控除の創設

賃上げ促進税制は法人税（または所得税）から一定額を控除する仕組みのため、赤字の場合や税額が少ない年度にはこの制度をフルに活用できませんでした。

今回の改正により、中小企業については、5年間の繰越控除が創設され、当期に法人税や所得税から控除しきれなかった賃上げ促進税制の税額控除額を、翌年度以降の法人税または所得税から控除することが可能になりました。

なお、この繰越控除を活用する年度においては、その年度の給与支給額が前年度より増加していることが要件となります。

⑥ 適用時期

この改正は2024年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

II 法人の交際費課税

Q 法人の交際費課税の改正はどのような内容ですか？

A 損金となる飲食費上限が1万円に引き上げとなり、中小企業の交際費特例措置が延長となりました。

法人が支出する交際費については、原則として損金とはなりません。一人当たり1万円まで（改正前5千円）の飲食費は交際費から除かれ、損金算入できます。この改正は2024年4月から適用されています。また、中小企業は交際費を800万円まで全額損金算入できるという特例措置が3年間延長されました。

今回解説した内容以外にも、変更された点がありますので、仙台商工会議所をはじめとした公的機関への相談や、国税庁のホームページを確認するなどして、しっかりと対応していきましょう。

【回答】

当所エキスパート・バンク登録専門家

佐藤晴美税理士事務所

(宮城野区五輪)



税理士

佐藤 晴美氏